

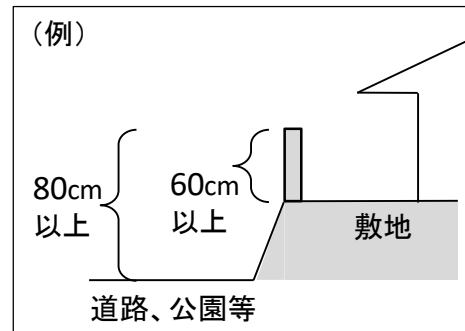
# ブロック塀等の撤去費用を補助します

## 対象となるブロック塀等

(次のすべてに該当するもの)

- 道路、公園等に面するもの
- 道路、公園等からの高さが80cm以上
- ブロック塀等自体の高さが60cm以上
- 点検により安全対策が必要と評価されたもの

※それぞれの用語の意味は次ページ面下部をご覧ください



## 対象工事

ブロック塀等を全撤去、または道路、公園等からの高さを40cm以下にする工事

(建築基準法第42条道路内にあるものは全撤去のみ対象)

## 補助額

1敷地あたり次の①～③のうち、いずれか低い額

①20万円

②撤去するブロック塀等の長さに12,000円/mを乗じた額

③撤去工事の見積り額(消費税除く)

(※撤去後に生垣や樹木の植栽をする場合、別途補助を受けられる場合があります。)

詳しくは環境共生課(Tel096-328-2352)へ。)

## 受付

受付開始日:2019(H31)年4月11日(木)から

土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

受付場所:市役所9階 建築物安全推進室

※本補助は2020年度までの予定です。

※廻りの補助(裏面参照)は2019年度までの予定です。

ご相談・お問い合わせ先 補助受付窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市 建築物安全推進室 Tel 096-328-2449

対応時間:午前9時～午後5時(土日祝祭日除く)

## 点検により安全対策が必要と評価されたものが対象です

点検とは、市の専門家調査、または申請者自身の点検表による確認です。点検表にはひび割れや傾き等の確認項目があります。詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

## 工事を行う前に、申請が必要です

ただし、2018(H30)年7月5日から2019(H31)年2月4日までの間に実施したものについては、遡って補助を受けられる場合があります。

### 補助申請に必要な書類

#### ①これから撤去工事を行う場合

- ・交付申請書※1   ・事業計画書※1   ・見積書
  - ・地図等でブロック塀等の位置を示したもの   ・ブロック塀等の写真
  - ・土地の固定資産証明書※2(各区役所区民課、税務課で取得することができます。)
  - ・撤去するブロック塀等の延長、高さを記入したもの及び撤去範囲を示したもの
- ※1 熊本市の様式です。窓口配布またはホームページからダウンロードすることができます。  
※2 登記事項証明書で替えることができます。(法務局で取得することができます。)

#### ②すでに撤去工事が済んでいる場合(2018(H30)年7月5日から2019(H31)年2月4日までに工事着手したもの)

上記①に加え必要な書類

- ・ブロック塀等の撤去前後の写真   ・契約書等の写し   ・領収書等の写し

#### 道路とは・・・

建築基準法第42条に定める道路、学校保健安全法に定める通学路、熊本市地域防災計画に定める緊急輸送道路および避難路

#### 公園等とは・・・

都市公園法に定める都市公園、熊本市が管理する公園、熊本市地域防災計画に定める避難所等

#### ブロック塀等とは・・・

コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀その他これらに類すると認められるもの